

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 32 号)平成 21 年 8 月 12 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL:<http://www.tabara-office.com/>

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

記録的な長梅雨が明けると一転して強烈な暑さが続く毎日ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、我が家の翔、優、駿の内、長男翔は内定取り消しになることもなく、無事4月に就職することができました。昼夜反対の生活で、大学へ行かなかった翔にサラリーマンが勤まるだろうかと心配しておりましたが、何とか毎日会社へ行っているようで、安心していきます。また、二男駿は中学校でも野球部に入り、毎日、練習練習で、ほとんど家にいません。長女優も、大学が夏休みにも関わらず、何の用があるのか、一向に帰省しようとしません。そんな訳で、家には子供が一人もおらず、寂しい夏休みです。

皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

特商法・割販法の改正について

特商法（特定商取引に関する法律）は、訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、通信販売、電話での勧誘による通信販売、マルチ商法、ネットワークビジネス、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス等の継続的サービス、内職商法などの取引を取り締まるための法律です。また、割販法（割賦販売法）は、販売業者自体が代金を分割払いをさせたり、貸金業者から借金をさせて分割返済させたり、クレジットを利用させたりする分割払いを利用する取引を取り締まる法律です。これらの取引は悪質商法の温床であったことから、この法律が制定されました。そして、契約から8日以内なら無条件で解除できるというクーリング・オフなどが定められました。しかし、悪質業者は直ぐに法の抜け道を考えてしまうので、法改正と新たな悪質商法とのイタチごっこの状態が続き、消費者の被害が後を絶ちませんでした。特に、判

断能力が衰えた独居老人等の弱者が被害にあっていました。そこで、悪質商法撲滅のため、今回の改正が行われることになりました。

まず、これまでの特商法や割販法は指定商品や指定役務という一覧表に載っている商品やサービスだけを取り締まる法律でした。そのため悪質業者は一覧表に載っていない商品やサービスを売りつけようとしてきました。そして、問題が大きくなると、指定商品や指定役務を追加することの繰り返しが行われてきました。そこで、指定された商品やサービスの販売を取り締まる方法を止め、原則として全ての商品やサービスを法律の保護の対象とすることにしました。

次に、過量販売による契約解除ができるようになりました。過量販売とは、次々販売とも言われ、同一の業者や別の業者が独居老人へ何組もの布団を売りつける悪質商法です。このため、通常必要とされる量を著しく超える商品を購入した場合に、消費者は契約から1年以内であれば、契約を解除できることになりました。過量かどうかは、1回の販売量ではなく、全体の販売量で判断されるので、過去の購入量と併せて初めて過量と言える状態になった場合にも、消費者が保護されることになりました。

また、これまでの特商法や割販法では、クーリング・オフ等により販売店との売買契約を解除しても、クレジット契約を解除することはできませんでした。このため、販売店が倒産した場合など、売買契約は解除したのにクレジットは支払わなければならないという状態もありました。改正法では、商品購入の際に締結したクレジット契約も解除も解除できるようになり、消費者の保護が図られることになりました。クレジット契約が解除できるのは、クーリング・オフの場合だけに限らず、過量販売や虚偽説明の場合にも解除できることになりました。

その他、クーリング・オフまでに使用した商品の事業者による対価請求ができなくなったこと、通信販売の返品ルールを定めたこと、クレジット会社の責任が重くなったこと等の改正がなされました。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は自宅へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業　　8月13日（木）～8月16日（日）